【R8年新採用者用】

令和8年分　給与所得者の扶養控除等(異動)申告書の記入要領

扶

所轄税務署長等 甲府 税務署長	給与の支払者の名称(氏名)	国立大学法人山梨大学	(フリガナ) あなたの氏名	ヤマナシ　タロウ 山梨　太郎	あなたの生年月日	昭和　37 年　3 月　20 日
	給与の支払者の法人(個人)番号	※この申告書の提出を受けた給与の支払者が記載してください。 9 0 9 0 0 0 5 0 0 1 6 7 0	あなたの個人番号	個人番号の記入不要	世帯主の氏名	山梨　太郎
市区町村長	給与の支払者の所在地(住所)	山梨県甲府市武田4－4－37	① あなたの住所又は居所	〒400－8510 山梨県中央市下河東1110	あなたとの続柄	本人
					配偶者の有無	○・無

使たる給与についての扶養控除等申告書の提出
提出している場合には、○印を付けてください。

あなたに源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

主たる給与から控除を受ける

区分等	(フリガナ) 氏名	個人番号 あなたとの続柄	生年月日	⑤ 老人扶養親族(昭31.1.1以前生) ④ 特定扶養親族(平15.1.2生～平19.1.1生)	⑥ 令和6年中の所得の見積額	非居住者である親族 生計を一にする事実	① 住所又は居所	異動月日及び事由 令和5年中に異動があった場合に記載してください(以下同じ)。
A ② 源泉控除対象配偶者(注1)	ヤマナシ　マサミ 山梨　正美	個人番号の記入不要	昭和 40 ・ 11 ・ 7		円	非居住者である親族がいる場合のみ記載	山梨県中央市下河東1110	
B ③ 控除対象扶養親族(16歳以上)(平22.1.1以前生) 1	ヤマナシ　イチロウ 山梨　一郎	個人番号の記入不要 長男	平成 10 ・ 2 ・ 4	□ 同居老親等 □ その他 □ 特定扶養親族	円	□ 16歳以上30歳未満又は70歳以上 □ 留学 □ 障害者 □ 38万円以上の支払	北海道札幌市 北区北31条西7丁目3-1	
2	ヤマナシ　ハナ 山梨　はな	個人番号の記入不要 長女	平成 16 ・ 3 ・ 30	□ 同居老親等 □ その他 ☑ 特定扶養親族	0 円	□ 16歳以上30歳未満又は70歳以上 □ 留学 □ 障害者 □ 38万円以上の支払	山梨県中央市下河東1110	
3	ヤマナシ　マモル 山梨　守	個人番号の記入不要 父	昭和 11 ・ 5 ・ 8	☑ 同居老親等 □ その他 □ 特定扶養親族	300,000 円	□ 16歳以上30歳未満又は70歳以上 □ 留学 □ 障害者 □ 38万円以上の支払	国内に住所を有せず、かつ現在まで引き続いて1年以上国内に居所を有しない親族	
4		個人番号の記入不要	・ ・	□ 同居老親等 □ その他 □ 特定扶養親族	円	□ 16歳以上30歳未満又は70歳以上 □ 留学 □ 障害者 □ 38万円以上の支払	左の障害者又は勤労学生にチェックを付けた場合、記載が必要となります。	

C ⑦ 障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生

☑ 障害者

区分＼該当者	本人	同一生計配偶者(注2)	扶養親族
一般の障害者			○　(1人)
特別障害者			(　人)
同居特別障害者			(　人)

上の該当する項目及び欄にチェックを付け、(　)内には該当する扶養親族の人数を記入してください。

□ 寡婦
□ ひとり親
□ 勤労学生

障害者又は勤労学生の内容(この欄の記載に当たっては、裏面の「2　記載についてのご注意」の(8)をお読みください。)

	異動月日及び事由
山梨守　身体障害者3級　身体障害者手帳　平成21年4月10日交付	

(注) 1 源泉控除対象配偶者とは、所得者(令和7年中の所得の見積額が900万円以下の人に限ります。)と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、令和7年中の所得の見積額が95万円以下の人をいいます。
2 同一生計配偶者とは、所得者と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、令和7年中の 所得の見積額が48万円以下の人をいいます。

D 他の所得者が控除を受ける扶養親族等

氏名	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	控除を受ける他の所得者 氏名	あなたとの続柄	住所又は居所	異動月日及び事由
		・ ・					
		・ ・	年齢16歳未満の扶養親族も対象となります。			国内に住所を有しない扶養親族	

○住民税に関する事項　(この欄は、地方税法第45条の3の3及び第317条の3の3に基づき、公的年金等の支払者を経由して市区町村長に提出する公的年金等受給者の扶養親族等申告書の記載欄を兼ねています。)

⑧ 16歳未満の扶養親族(平21.1.2以後生)	(フリガナ) 氏名	個人番号	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	控除対象外国外扶養親族	令和6年中の所得の見積額	異動月日及び事由
1	ヤマナシ　マサル 山梨　勝	個人番号の記入不要	二男	平成 21 ・ 10 ・ 15	山梨県中央市下河東1110		0	
2		個人番号の記入不要		平・令　・　・		退職取得を除いた所得の見積もりを記載してください。		

退職手当等を有する配偶者・扶養親族	(フリガナ) 氏名	個人番号	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	非居住者である親族	令和6年中の所得の見積額	障害者区分	異動月日及び事由
3		個人番号の記入不要		明・大 昭・平　・　・		□配偶者 □30歳未満または70歳以上　□留学 □障害者　□38万円以上の支払い		□一般 □特別	

○この申告書は、あなたの給与について扶養控除、障害者控除などの控除を受けるために提出するものです。
○この申告書は、源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族に該当する人がいない人も提出する必要があります。
○この申告書は、2か所以上から給与の支払を受けている場合には、そのうち～か所にしか提出することができません。
○この申告書の記載に当たっては、裏面の申告についてのご注意等をお読みください。

① 住　所

現時点において住民票に記載されている住所を記入してください。ただし、令和8年12月31日までに住民票の異動を伴う転居の予定があり、転居後の住所が既に決まっている場合は、転居後の住所を記入して下さい。

② 源泉控除対象配偶者

あなた（令和8年中の所得の見積額が900万円の人に限ります。）と生計を一にする配偶者（夫または妻）で令和8年中の所得の見積額が95万円以下(給与収入の場合160万円以下)の人が源泉控除対象配偶者に該当しますので記載してください。記載している方は別添の配偶者控除等申告書にも記載が必要となります。

③ 控除対象扶養親族

あなたと生計を一にする扶養親族で、合計所得金額が58万円（給与収入の場合123万円）以下の方をそれぞれの欄に記入してください。
扶養親族が国外居住である場合、親族関係書類（国外居住親族が居住者の親族であることを証するもの）と送金関係書類（居住者がその年において国外居住親族の生活費又は教育費に充てるための支払を必要の都度、各人に行ったことを明らかにするもの）が必要となります。
なお、令和５年より、30歳以上70歳未満の国外居住親族については、以下のいずれかに該当することが扶養控除の適用要件となりました。

1. 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者（留学ビザ等の書類提出が必要）
2. 障害者
3. その年に扶養者から38万円以上、生活費や教育費をもらっている（38万円以上送金されていることが確認できる書類の提出が必要）

④ 特定扶養親族

１９歳以上２３歳未満の扶養親族は、「特定扶養親族」欄にチェックをしてください。

⑤ 老人控除対象配偶者又は老人扶養親族

７０歳以上の扶養親族のうち、あなた又は配偶者の直系尊属で、あなた又は配偶者と同居している扶養親族は、「同居老親等」をチェックしてください。
同居していない場合、「その他」をチェックしてください。

⑥ 所得の見積額

収入額等から必要経費等を差し引いた所得金額を記入してください。
給与収入のみで123万円以下の場合、65万円の所得控除額が認められていますので、所得＝給与収入-65万円　となります。
収入が給与収入のみの場合の給与等の収入金額と所得金額の関係は次の表のとおりです。

給与の収入金額		所得金額
所得金額調整控除の適用を受ける場合	11,100,000円	9,000,000円
所得金額調整控除の適用を受けない場合	10,950,000円	
1,600,000円		950,000円
1,230,000円		580,000円

公的年金等収入の場合は

受給者の区分	その年中の公的年金等の収入金額	所得金額
年齢65歳未満の人	1,633,334円	950,000円
	1,080,000円	480,000円
年齢65歳以上の人	2,050,000円	950,000円
	1,580,000円	480,000円

やむをえず収入額等をそのまま記入する場合は、括弧書きで（給与収入）、あるいは（年金収入）等と注記してください。
遺族年金、障害者年金、育児休業手当金、傷病手当金は、いずれも非課税所得であり、所得に含まれません。

⑦ 障害者、寡婦、ひとり親、勤労学生

同一生計配偶者や扶養親族が障害者の場合は、該当する欄に○をつけ、（　）内に該当する扶養親族の人数を記入してください。
また、障害者、勤労学生に該当する場合にはその内容について「障害者又は勤労学生の内容」欄に記入してください。
１６歳未満の扶養親族で障害者等に該当する者がいる場合も、この欄の記入は必要です。記入にあたっては、裏面の「２　記載についてのご注意」の（8）をお読みください。
「障害者又は勤労学生の内容」欄の記入もれが多く見受けられますので該当する場合には必ず記載をお願いいたします。

⑧ 住民税に関する事項

令和8年12月31日時点で16歳未満の扶養親族については、この欄に記入してください。
令和8年中に退職手当の取得がある配偶者（あなたと生計を一にする配偶者で、令和8年中の退職所得を除いた合計所得金額の見積額が１３３万円以下の場合に限ります。）・扶養家族がいる場合はこの欄の下側に記入してください。

※本資料は2026年1月1日時点で公表されている情報をもとに作成しております。
法改正等で変更がある場合がございますので詳しくは国税庁のHPを閲覧いただくようお願いいたします。